

第4回 岡本二丁目マンション計画外部調査対策委員会会議録

1 日時 平成20年1月25日(金) 9時～11時

2 場所 鎌倉市役所 全員協議会室

3 出席者

出席委員：安富委員長、増本委員、小沢委員、川口委員、安達委員

事務局：経営企画部長、経営企画部次長、土地利用調整担当担当課長、
行革推進課長、経営企画課課長補佐、経営企画課企画政策担当主事

4 議題

(1) 会議録の確認について

(2) 第3回岡本二丁目マンション計画外部調査対策委員会における確認事項について

(3) 論点となる事項に係る事実経過について

(4) 市民意見の聴取について

(5) その他

5 会議の概要

冒頭、配布資料の確認及び傍聴の取り扱いについて確認が行われた後、具体的な議論が行われた。

委員長：傍聴の皆様おはようございます。第4回岡本二丁目マンション計画外部調査対策委員会を開催します。事務局から傍聴の皆様にはご案内をさせていただいていると思いますが、傍聴のルールがございますので、お守りください。それでは本日の日程に従って会議を進めたいと思います。日程の第1「会議録の確認について」ですが、事前にお配りしていると思いますが、文言等の誤字脱字がありましたら、事務局にお申出ください。一応これで確定したいと思います。それでは日程第2の「第3回岡本二丁目マンション計画外部調査対策委員会における確認事項について」審議に入りたいと思います。それでは事務局から説明願います。

事務局：「第3回岡本二丁目マンション計画外部調査対策委員会における確認事項について」(資料2)について説明。

委員長：ありがとうございました。1から4についてご意見、ご質問ありますか。細かいことで恐縮ですが3のところ平成17年12月19日付で工事の早期再開についてという書面が提出されて、受理が27日で期間がずいぶん開いていますがこれはただの事務的な問題ですか。

事務局：この部分については、確認していません。

委員長：分かりました。次の要望書は受理印の日付は18日だと思いますが、18日ですか。

それとも 19 日付ですか。擦れていてよく分かりません。細かいことですが気になります。

事務局 : 原本を確認します。

委員長 : 4 番目の「軽微な変更に係る書式の確認について」ですが、手続基準条例第 28 条第 2 項の書式である必要はないのですよね。

事務局 : はい。

委員長 : 適宜、適当な書面を提出すればよいということですよ。

事務局 : はい。

委員長 : そういうやり方ですよ。

事務局 : そうです。

委員長 : それを手続基準条例第 28 条第 2 項の書式で代用した意味は何かあったのですか。

事務局 : まず、2 月 6 日に事業者が「開発事業変更協議申出書」(中間報告書 P85)を提出しました。確かに今回のケースは任意様式で提出する形になりますが、内容的に確認できるということで、恐らく代用できるだろうと考え受理をしたということだと思います。決裁についても、中間報告書 P86 の書式を代用して行いました。その辺は慎重さに欠けた対応だったと原課も言っております。

委員長 : 中間報告書 P86 の書式は供覧者の枠をわざわざ作成していますね。そこまでやっていますよね。

事務局 : はい。

委員長 : 判子を押している方々は、軽微な変更と認識していながら、手続基準条例第 28 条第 2 項の書式を代用していることは気になさらずに、これは代用だということで理解されていたのですか。それとも手続基準条例第 28 条第 2 項の軽微な変更かどうか意識がなかったのですか。

事務局 : 具体的にこれだけ押している中で、その辺が気がつかなかったのかなと思っています。あくまでも手続基準条例第 28 条第 2 項の正式書式ではないので、確かに慎重さに欠けた事務でした。

委員長 : 軽微な変更の場合でも、市長の供覧までいくのですか。

事務局 : いかないです。これは裁決が取り消されたということもあって、そういう面では逆に慎重さを持った中で市長まで供覧しました。

川口委員 : 今ご説明いただいた資料は、1 つは一旦取り下げて許可を最初から行う方法と、補正で行う方法と 2 つある中で市のほうで説明して、それを受けて事業者のほうは再度取り消しになるリスクを承知した上で、こういう書式を提出していると解釈してよいですか。

事務局 : 基本的にはそうです。

川口委員 : 基本的には事業者は再度取り消されることを良く分かった上でやっているかどうかということを確認したい。

事務局 : 12月12日時点で、「新たに申請する」「原申請を補正する」ということを説明したときに、新たな申請を行うことが最善であるという事もあわせて説明をした上で1月19日に書面が提出されております。

川口委員 : この要望書の中では「開発許可申請の補正により」と書いてありますので、リスクを承知した上で事業を着工したとうことですね。

事務局 : 12日の発言を受けて、事業者は考えたということです。

小沢委員 : 軽微な変更で足りるという判断をいつごろしたのかということですが、これは平成17年12月に事業者に2つの方法、軽微な変更ではなく取り下げするかもう一度出し直すかという2つの方法を説明した段階で、補正で足りるというときに、軽微な変更という簡易な手続でいけるのではないかという説明までされているのですか。

事務局 : そこはしていません。

小沢委員 : 事業者のほうで、平成18年1月19日の要望書のなかで県の裁決に対する批判的な文言がありまして、その中で「軽微な瑕疵を唯一の理由として」という箇所がありまして、軽微な瑕疵と軽微な変更というのは別な趣旨だと思いますが補正であれば簡単な手続で終わるといった認識があったのかなと思いますが、そこは特に関係がないですか。

事務局 : 関係がないと思います。軽微な瑕疵というのは裁決を取り消されたその理由が事業者にとってこういうことなのだろうと思います。後段のほうは開発許可の手続は補正で対応してきたということです。取り下げないで今の申請を生かした中でやりたいという内容です。

小沢委員 : ここでの「当該地を道路区域に含ませる等の措置を講ずることにより、簡単に瑕疵が補正されることを示すものです。」というのは事業者の考えですか。

事務局 : そうです。あくまで2月6日に出てきて、事業者はこう考えたということです。

安達委員 : 今の話と関連しますが、当初市のほうとしては万全を期すのであれば申請をやり直すほうが良いという考えは事業者に伝えたということですけども、その一方で申請変更に対しては、軽微で済むというご判断はあわないように思えます。変更が軽微で済むのであれば新たに申請でやり直すということが万全だという判断と結びつかないと感じました。

事務局 : 都市計画法の手続については、申請状態に戻っていますので変更という概念ではないです。ですから新たな考え方を示されて新たな処分をするということです。軽微というのは手続基準条例上の手続になります。都市計画法上では今の申請を生かしてやるのか、これを補正と言っていますが、もう1つは最初に出した申請を取り下げて新たに申請を出すということで考えている。それで、市の中の手続では、都市計画法の手続の前に手続基準条例の手続があります。手続基準条例の中では軽微な変更と変更の2つの規定がされていますが、2月6日

に出てきた計画の内容であれば、形状は変わっているが機能的には前に出したものと大きな違いはないだろうという判断で、2月6日の段階で手続基準条例上の軽微な変更という考え方をとったということにして、都市計画法の部分については前の形を生かした補正で3月30日に新たな処分という形になりました。

安達委員：今のお話ですと当初は変更の内容が軽微かどうかという判断は市としては全く持っていなかったということですか。

事務局：そうです。

安達委員：その見通しもなかったですか。

事務局：はい。どういう形で変更となってくるのかは、2月6日の時点で図面が出てきてからとなりますので、都市計画法も、手続の進め方としてはまず「2つの方法があります」というお話をしました。

安達委員：ただその判決によって、その許可が取り消された以上は全く同じ事実関係の下で、同じ内容申請ではダメだということははっきりしていますよね。そうすると何らかの事情で変わったか、あるいは相当に申請内容が変わるとかがあって初めて申請が活着しているからそれを変更することで足りるだろうという判断もあると思います。その点の見通しがなかったというのは不思議に思います。

事務局：そうですね。どういう形で変更してくるかは、その時点で事業者の判断は出てなかったのだから分かりません。手続の手法としては都市計画法としては取り消しで新たに申請するケースと、今のケースはもともと申請状態に戻っているということの説明して手続の選択をさせたということなんです。

安達委員：平成18年1月18日の要望書の中に「当該地を道路区域に含ませる等の措置を講ずることにより、簡単に瑕疵が補正される」という表現がありますよね。ただし平成18年2月6日に補正内容が示された時点では、まだ当該地を道路区域に含ませる措置が可能かどうかということは、はっきりしない段階ではなかったのかと思うのですが。だいぶ後ですよ。裁判で境界紛争が確定したのは。

事務局：そうですね。道路法18条の道路区域の変更措置は、平成18年11月です。この内容は事業者が書いているので良く分かりませんが、今回2月6日に出てきたのは事業区域を少し拡大して出てきました。それと道路は新たに新設する。その内容が2月6日に補正した内容で出てきていますので、その辺のことも踏まえて書いているのかなと推測は出来ます。

小沢委員：今のお話の続きですが、今回の補正というのは市有地を開発区域に組み入れるというものですが、こういった形の申請をするときに、あらかじめ市のほうと何らかの協議をしないで、全く協議のない中で市有地を開発区域に組み入れるという形の申請をポンと出すというのが疑問に思います。あらかじめ何らかの話があるというのが一般的だと思いますが、その辺は全く話がない中で急に出してきたということでしょうか。

- 事務局 : 資料 2 の 3 の下のなお以降ですが、確認した内容は、具体的に事業計画の補正内容が示されたのは、平成 18 年 2 月 6 日という確認をしたところです。
- 委員長 : 他にはいかがですか。中間報告の 87 ページのところの資料ですが「開発事業等に係る変更協議について(依頼)」という書面の中で「条例第 28 条第 2 項の規定により、開発事業変更協議申請書が提出されました」というのがありますが、これも軽微な変更であるとするればこのような表現の依頼ではないですよ。
- 事務局 : そうです。通常、軽微な変更であれば各課協議というのは出てきません。これも慎重にということを考えての措置だということは原課から確認しております。この表現は間違っています。
- 委員長 : 全く気が付いていなかったのか、それとも勘違いしていたのですか。
- 事務局 : 軽微な変更と決めまして、ただこれは審査請求で許可を取り消された案件でもありますので各課協議は便宜的にやりましょう、という形の中でやったと聞いています。ただそれが書類との整合が合わないのは事実でありますので、その部分は不備だったという確認はしております。
- 委員長 : ただ出てきている書類を見ると、軽微な変更でやっているという認識ではない書類ですね。慎重を期したという言葉の意味が良く分かりませんが、慎重を期したと言っておきながら軽微な変更だと言うその理解だったと。軽微な変更と考えたけど、慎重を期して本来取るべき必要のない書類で協議を進めていると。普通には分かりにくい説明になっていますね。
- 事務局 : そうですね。
- 委員長 : 分かりました。
- 増本委員 : 中間報告書 86 ページの伺い書の上の供覧ですが、都市計画部次長から市長の 5 名はこの書類をご覧になるときに、軽微な変更でいくけれどもこういう書類を使いますよと、仮にこの書類を使いながら軽微な変更でやりますという事情を良く知りながら印鑑を押されたわけでしょうか。
- 事務局 : 理事者に入るときは通常は説明をしますので、そのときにはこの書類の内容を告げて押印するのが通常のケースなので、このケースがどのような形で市長が押印したのか確認はしていませんが、通常のケースから考えると私も決裁を頂くときは、「こういう決裁なんですよ」と説明をして押していただくという形になりますので、これも推測なのできちんと確認をしなければなりません、「これは軽微な変更で行きます。ただし慎重を期すために各課のほうには回します」とこの決裁はそのような形になっていますので、そのような内容を告げてやったのかなと推測はされます。現実的にどのようにやったかは確認していません。
- 委員長 : これまでに、軽微な変更で処理するときに手続基準条例第 28 条第 2 項の書類を準用して処理をしたことはありますか。

事務局 : 明確には確認していません。

委員長 : ご記憶でも結構なのですが、一般的にこのような処理をしていてここでもそのような処理をしたのか、それともあまりそのようなことはなくて今回初めてやったのかという質問の趣旨です。

事務局 : 私どもはこの書類を扱ったセクションではないので分かりません。

委員長 : 分かる範囲で調べてください。

事務局 : 分かりました。

委員長 : これまでもこのような処置をしていて、皆さんも軽微な変更の場合であっても了解の下でこのような流れで進めていた書類なのか、皆さんの思い違いがあって今回使ってしまったのかということを知りたかったものです。

増本委員 : 軽微な変更だけれども慎重を期すために供覧に回したということは、軽微な変更かどうかについて、非常に重大なことなので市長まで回したと受け止めてよろしいですか。軽微な変更かどうかの判断が、非常に重要なことなので、上まで上げたということなのか。

事務局 : この案件は、裁決を取り消された案件なので稀なケースです。この書類は大きな分岐点となる書類ですので、そういったことを考えて供覧したと思います。

委員長 : これは決裁ではなく供覧だから、判断されたのは原課の人ですね。課長決裁ですよ。次長以上が供覧ですね。

事務局 : そうです。

委員長 : ここのところのご質問等あるかと思いますが、更に前半は事務局のほうでお考えになられた6つの論点があってそれを進めてきましたが、それ以外に更に論点として進めていきたい問題点がありましたら、論点の提示をしていただけますか。

小沢委員 : 論点という形で固まっているわけではありませんが、市として緑地保全していることと努力してこられた経過があろうかと思いますが、本来このマンションの開発区域についても、できれば市としても事業者との話し合いで緑地保全の方向で進めていきたくったという経緯があるけれども、結局そこまでの強制力は出来ないという中で、マンションの計画ができたという経緯なのかと思いますが、そういったときに一方でマンションの計画に許可をしているときに、そもそも市の他のセクションでは緑地保全を進めていくという政策も加味した上で今回の許可をするにあたって、そういったことも含めて判断すべきだったのかどうか、あるいは含めて判断したときに、別な判断がありえたのかどうかという点について確認していく必要があるのではと思いました。

委員長 : その点は、事務局的には何かできますか。

事務局 : 緑地保全のフローは、中間報告書の161ページにあります。これは区域の中に推進地区が入っています。その場合については、推進地区内の要綱が設置さ

れているということで、それに基づいてこのフローで対応しています。基本的には、まず推進地区内の相談があった段階では買取りの協議をします。事業者との話し合いでは、事業者は事業を進めて行きたいということで、次のステップの「緑地保全推進地区内協議」はみどり課でやっています。約半年かけて基本方針を作成し、その基本方針に見合うような計画に誘導していきます。右のラインは開発のラインですが、手続基準条例の手続がスタートしていて、同時並行の形で進んでいます。みどり課の協議というのは、最終的には「協議通知書」で一定の修正を加えた中で、協議終了の内容を開発セクションに投げた中で、開発セクションは市長との協定の締結に至っています。みどり課は各課協議の範疇ですので、同時並行しながら推移を見据えて、みどりの協議終了をもって協定締結をしました。基本的には買取りが難しいとなりますと、完全に凍結保存するのは難しいので逆に言うとその計画を緑の保全に寄与した計画に誘導するよう対応してきました。

委員長：みどり課の一連の流れについて、これまで説明がありませんでしたが、次回、緑政審議会の中でどういうご意見があって、そして、なぜ買取りが出来なくなってこういう形になったのかという概要を示してください。あるいは、みどり課の方にきていただいて、お話を伺ってもいいかなと思います。調整してください。

事務局：前回、緑地保全の経過ということで、お示しをして説明させていただきましたが、もう少し詳しくということですか。

委員長：そうです。もう少し踏み込んで、どういう内容のところで開発の係に属しているのか、要はみどりの緑政審議会との関係でどういう形でこの問題が議論されて位置づけられていたかについてです。

事務局：分かりました。

安達委員：今の点の追加ですが、中間報告書の最初のほうのフローチャートの1～3ページを見てみたら、一番左がみどり課の所管の緑地の保全関連ということですが開発事業の届出後に協議、2ページですが平成17年2月1日のところですが「開発事業協議申出書 受付」そのあとみどり課の欄を見ていきますと、緑地推進地区内の設計方針に関して、緑政審議会に対して意見聴取もやっているような記載になっていまして、平成17年3月7日に「緑地保全推進地区内行為に対する協議終了」となっています。今度は5ページですが、平成18年2月17日に、変更協議について緑政審議会に諮って、意見を聴取しているという記載がありますので、もう少し具体的に緑政審議会でどういう意見が出ていたのかということと、それらを踏まえて開発協議の所管課のほうでどのような判断をしたのかをもう少し説明してください。

事務局：分かりました。

増本委員：このフローチャートの右側の「議会・市民対応関係」とありますが、議会ですういった意見が出てどうなったとか、あるいは市民の方からどういう意見が寄せられて市のほうがそれに対してどう回答されたとか、それを資料として出して頂けると分かりやすいと思います。時系列的に見ていきたいというのがあります。中身について教えてください。

事務局：分かりました。

委員長：議会は建設常任委員会の議事録ありますよね。

事務局：はい。厚いのがあります。

委員長：これに関してかなり厚いのがあるのですか。

事務局：1つにまとめると、かなり厚くなります。

委員長：要望書と書いてありますが、市民の方から要望書があるのですか。あれば1枚程度ですか。例えば、平成16年12月21日の嘆願書、平成17年1月26日の嘆願書(2回目)等ありますが、これらはファイルされていますか。

事務局：これは、原課がファイルしたものを私どもが確認をして、その抜粋をして作ったものですので、当然原本はあります。厚さがどれくらいかは記憶にありません。

委員長：平成17年4月12日の「鎌倉市の説明について」は市民の方も関心があるかと思いますが、議会は難しいとおもいますので、とりあえず市民の皆様が役所側の説明に対して、どのようにお考えになってどのように表明されたのか、分かるような形で提出してください。これは、その後の経過の中で皆様からお話を伺うかもしれませんが、経過を事前に知っておいたうえでお話を伺ったほうがいいと思いますので、まとめられるところでまとめてください。まとめるにあたっては、必要に応じて伺います。

事務局：はい。ご相談させていただきながら次回、付けさせてさせていただきます。

委員長：次回間に合うか、その先になるか分かりませんが、がんばりましょう。他にはいかがですか。今まで論点等出ていますが、質問等よろしいですか。それでは本日の議題、日程3「論点となる事項に係る事実経過について」前回、前々回と当委員会におきまして、事務局の6つ論点について議論してきましたが、一巡やりましたが、更に事実関係についてもご質問いただきながら、二巡目の論点整理といたしますか、論点の確認についてご意見をいただきたいとおもいますので、そこで今までの議論について、資料3にまとめていただきましたのでご説明をお願いします。

事務局：資料3「いままでの議論の内容について」、「1 接道要件を満たしたと判断した経過に係る意見等」及び「2「260-2」の編入同意に至った経過に係る意見等」について説明。

委員長：まとめ方や自分の意見と違うといった意見はありますか。

増本委員：まとめ方はこれでよいと思いますが、道路という定義と、接道要件の道路は同じなのか違うのか聞きたいのですか。

事務局：接道要件というのは都市計画法や建築基準法にあります。都市計画法では、敷地が6m以上の道路に接していなければならないという定義になっています。道路法の道路というのは、今回のケースでも分かりますように、よう壁も含めて道路法2条1項の道路ということです。接道要件の道路というのは、敷地が道路幅員6m以上の道路に接していなければいけないということなので、幅員といいますと人や車が通れるかたちです。道路区域というと、付属物も含めて全部でありますけども、道路幅員というともう少し狭いケースもあると思います。今回はよう壁部分を壊し平坦にして、道路幅員を確保して接道要件を満たしたと市は考えましたが、もともと260-2は道路ではないということで、その敷地は道路に接していないということで取り消されました。

増本委員：平坦にするということが条件ですね。

事務局：そのように考えます。道路法の道路区域となるとかなり広い範囲になりますので、道路区域と道路幅員というのは必ずしもイコールではありません。

増本委員：ある敷地があって、一見道路に接していない土地があって隣が道路のよう壁だとしますね。よう壁の反対側には大きな道路があります。それ以外に出口のない土地だとしますと、その場合に家を建てる申請をするとき、すぐ隣はよう壁ですが、壊した場合は、接道要件は満たしますか。

<事務局 増本委員が質問された例示について黒板にて説明。>

事務局：今回はこういうケースです。道路幅員というのはここを捉えます。道路区域はこのよう壁も含みますから、こういう部分です。このケースは道路幅員と道路区域は違うケースです。今回は、道路幅員6mに接していなければいけないので、この部分を壊して道路状にして道路幅員を伸ばしたということです。

安達委員：接道要件というのは開発許可の申請をした時点で接道要件を満たしていなければならないのか、建築敷地が現に道路に接していることが前提なのか、そうではなくて申請段階では道路でなくても良いが、開発事業でそこは壊して平坦にし、開発事業が完了した時点で道路になっていれば接道要件を満たすのですか。

事務局：新設道路というのは、まさしく新たに道路を入れるわけですから、最後に道路状に整備をして道路法第18条の区域決定をする流れになります。都市計画法上は、申請時点では道路がない状態というのは、よくあることだと思います。

安達委員：今のお話だと、260-2はそこが道路かどうかというのは、あまり問題ではないように聞こえました。市有地であっても構わなく、しかし開発事業が完了した時点で道路になっているのだから、接道要件は満たしているという考えですか。

事務局：今回の1回目は新設道路ではなく、道路を道路状に整備した後に区域変更する。

もともと既存の道路があったという考えです。もともとよう壁のところは18条の区域に入っていない、それを市のほうは開発が完了した後に18条の区域に入れればいいと思っていました。それに対して審査会というのは、裁決書では18条の区域に入れていないということは、道路としての担保がとれていないということで道路ではないといっています。仮に今のようなよう壁の形の中で、18条の区域に入っているということであるならば、壊してやることは可能だったのかなと思いますし、拡幅して新設道路を入れるということであれば接道要件は満たしていると思います。ですからポイントというのは、18条の部分があると思います。

安達委員：今の部分は裁決書の内容ですが、前に頂いた裁決書の16ページです。接道要件適合性の判断のところですが、「処分庁は、市有地260-2が本件開発行為において開発区域内に新たに整備される、いわゆる開発道路であるとも主張していない。」とこの部分の話ですよね。もし、開発道路ということであれば別の話ですね。

事務局：そうです。その文章の上ですが、「現段階では、道路の幅員を確定するなどの手続きが具体化されておらず、その担保も明らかにされていない。」この部分というのは、我々も推測すると18条で区域に入っていれば道路ですから幅員も確定しています。それが、道路状にあった公告後に18条に入れますといったことが、「担保も明らかにされていない。」に繋がるのかと思っています。

安達委員：本件のケースの場合は、初めから当該地は道路法の道路だと、市のほうは認識があったために、あえて開発の道路とは考えなかったと。そのために道路としての手続きが不十分になってしまったということですか。そもそも当該地を道路として判断したことの当否ということですか。

事務局：そうですね。

増本委員：現在も不明確だし、将来も不明確だと言われてしまったということですよ。

事務局：道路を道路状にして開発の公告が終わった後に道路区域に入れると、明確に言ってるはずですよ。

委員長：他にはよろしいでしょうか。接道要件については重要な部分ですので、緑の部分とともに詰めていきたいと思います。それでは、「3 区域変更により「260-2」を053-101号線の道路区域とした経過に係る意見等」について事務局から説明願います。

事務局：資料3「3 区域変更により「260-2」を053-101号線の道路区域とした経過に係る意見等」について説明。

安達委員：前段で境界が確定をしていないと道路区域の変更は出来ないという判断があったわけですね。開発行為が完了すると境界が確定していなくても道路区域の変更はできないのですか。境界確定の判決を契機として道路区域の変更をしたと

というお話ですが、もともと、境界確定の判決がでなくても、開発行為の完了公告があれば、道路区域の変更は境界の確定を待たずにできたのでしょうか。

事務局：今回の場合は、どのような協議をしてきたか分かりませんが、通常道路の区域を決めるためには境界確定をしてからという流れがありますが、260-2が接している土地が開発事業者との間の境界ですので、確定することは出来た状態ではありますが係争中ということで見送っていた経過があります。直接の隣接地権者との問題ではないのでできるとは思いますが、タイミングとして係争中のものが確定してから、ということを考えていたというそのタイミングが、開発の完了の時点に収まるのかどうかという見通しをもってやっていたかどうかは把握していません。完了を持ってできるということではありません。あくまでも確定させて管理すべきところを決めてからです。

安達委員：当初の開発許可の段階では、まだ道路区域の変更をいつするかは全く未確定だったのですか。特に開発協議書の中に記載があるわけではなく、審査会が言うように、その段階では道路区域になるものかどうか書類上ははっきりしていないと言われてもやむを得ないものなのでしょうか。

事務局：口頭審理の中では、「事業が完了した時点で区域変更の手続をします。」と第1回目のときに言っていますので、道路管理者としてはそれで手続をしたいという考え方を持っていたと思いますが、時間的なものがどうリンクしてくるかは把握していませんので調べないと分かりません。

安達委員：その段階では境界紛争が確定していないから見送っているという説明はしていないのですか。

事務局：口頭審理のなかでも「係争中です」という説明はしていますので、手続についてどちらが先になるのか、時期的なものまで明確に答えていません。

委員長：他にありますか。それでは、本日は11時までとなりますので、資料3の4, 5については次回にさせていただきます。それで今日の議題の中で日程4として上がっている「市民意見の聴取について」事務局から説明願います。

事務局：日程4「市民意見の聴取」について（資料4）説明。

委員長：みなさんいかがですか。

安達委員：どういうことかを意見として頂くのか、項目を例示だてする必要はないのでしょうか。中間報告書に対して意見をいただくということですか。

事務局：項目を絞ったほうがいいのか、大きな問題についてということをやったほうがいいのか、我々の中でも詰めていないです。

委員長：安達委員のご意見はいかがですか。

安達委員：中間報告書に目を通すのは大変ですので、ダイジェスト版を作っていて意見をいただく。しかしそれに限定してしまうと狭まるので、それ以外にも意見があればということで、両方ということ考えています。

委員長 : 本文はそれほど多くないので、これについて意見を頂く。それに併せて幅広く当委員会に係る意見をいただければと思います。ただ、主として中間報告書の意見をなんらか頂いた上で、ご要望ご意見を頂くということでしょうか。よろしいですか。ではその方向で皆様に速やかに周知してください。出来るだけ早くホームページで広報していただいて、文書的なものは2月15日しか間に合わないのでは致し方ないですね。ご意見は一応目途として2月15日から3月15日の1ヶ月として、それ以外にも受け付けるということにしましょう。とりあえずは、意見聴取を頂く場との関連から、この期間に意見書をお出しください。意見を述べたい方は3月25日(火)10時から12時までですので、たくさんおられれば少し時間を制限させていただくこともあるかもしれませんし、とってたくさんおられれば、もう1回開催してもいいかもしれません。それではその方向でお願いします。それと、中間報告書はネットでは見られるのですか。

事務局 : 資料以外の本文は載っています。

委員長 : 分かりました。次に日程5「その他」について事務局から説明願います。

事務局 : 2点ございます。1点目ですが、1月23日、1月24日に市民団体の代表の方あるいは会員の方から、当委員会の委員長宛に要望書等が提出されています。今、委員さんにお配りします。

委員長 : 分かりました。これは検討してもらいたいポイントをお示ししていただいた書面だと思しますので、各委員のみなさん、今日お持ちいただきまして今後の議論を進める上で参考にしてください。

事務局 : 2点目ですが、次回日程ですが、2月29日、10時から開催いたします。場所ですが、ここは議会の関係で使えませんので、4階402会議室で開催いたします。次回の審議内容は、本日の確認事項と積み残した部分を中心に論点整理のご議論いただくと考えています。

委員長 : 他にありますか。今回3件のご意見を頂きましたが、2月から3月の意見聴取以外に別途出されることがあれば、適宜このような形で出していただいて結構です。

事務局 : 分かりました。

増本委員 : もし、意見書が出たら早めください。

委員長 : 今日お出し頂いた中に追加・補充等ありましたら、受けていただいて結構です。

事務局 : 分かりました。

委員長 : 案内書と一緒に送ってください。それでは、本日は終了します。